

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）の施行状況について

フロン回収破壊法のカーエアコン部分に関しては、昨年10月に本格施行され、(財)自動車リサイクル促進センターが自動車メーカー等から一元的に業務委託を受け、回収済みフロン類の引取・破壊を行う「自動車フロン引取・破壊システム」の運営を行っているが、一年間の施行状況は以下のとおりとなっている。

1. 業者登録数

本年4月1日時点での都道府県・政令市への業者登録数は、全国で第二種特定製品引取業者が59,606事業所、第二種フロン類回収業者が25,821事業所。

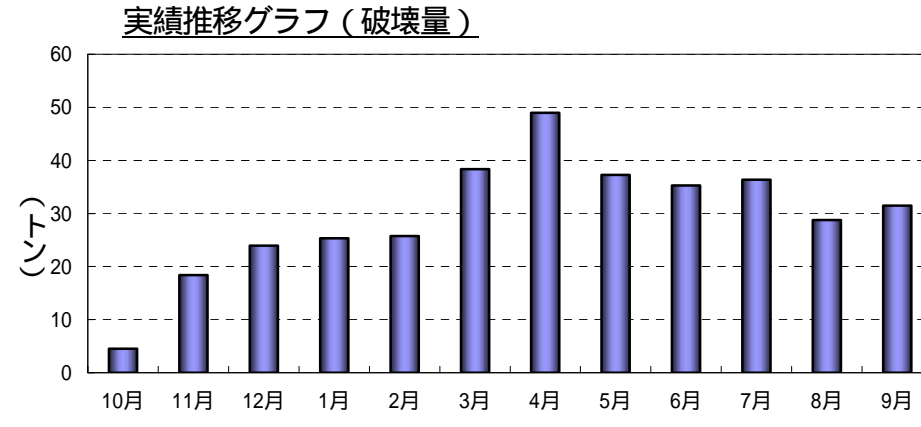
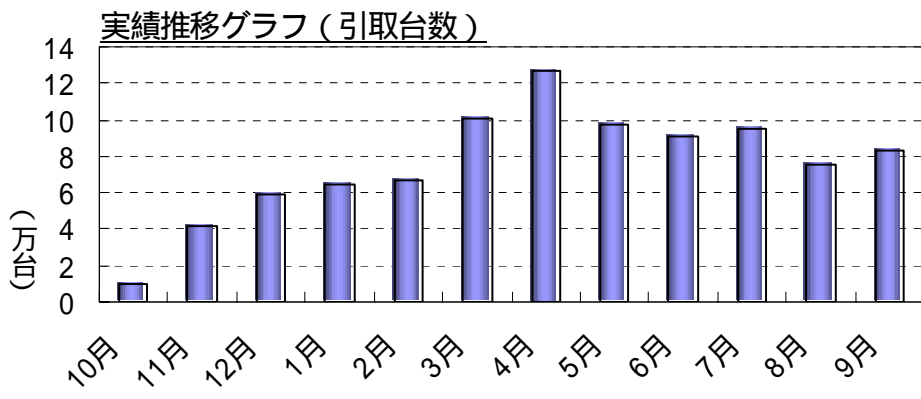
2. (財)自動車リサイクル促進センターの統計

昨年10月から本年9月末までの一年間の(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊実績は、約355トンで約91万3千台分となっている。

フロン引取・破壊月次実績〔(財)自動車リサイクル促進センター集計〕

年/月		02/10	11	12	03/1	2	3	小計
(財)自動車リサイクル促進センターの引取台数(万台)	CFC	0.8	3.3	4.5	4.7	4.7	7.3	25.3
	HFC	0.2	0.9	1.4	1.8	2	2.8	9.1
	合計	1	4.2	5.9	6.5	6.7	10.1	34.4
破壊量(トン)	CFC	3.5	14.1	17.3	17.9	17.6	26.9	97.3
	HFC	1	4.3	6.6	7.4	8.1	11.5	39
	合計	4.5	18.4	23.9	25.3	25.7	38.4	136.3
フロン券収納枚数(万枚)		11.8	10.7	10.8	9.1	10.6	16.8	69.8

年/月		4	5	6	7	8	9	小計	累計
(財)自動車リサイクル促進センターの引取台数(万台)	CFC	9	6.8	6.2	6.4	5	5.4	38.8	64.2
	HFC	3.7	2.9	2.9	3.1	2.5	2.9	18.1	27.1
	合計	12.7	9.7	9.1	9.5	7.5	8.3	56.9	91.3
破壊量(トン)	CFC	33.5	24.9	23.1	23.4	18.1	19.5	142.6	239.9
	HFC	15.5	12.4	12.2	13	10.7	12	75.8	114.7
	合計	49	37.3	35.3	36.4	28.8	31.5	218.4	354.6
フロン券収納枚数(万枚)		13.6	10.6	10.7	10.9	8.9	9.6	64.3	134.1



3. フロン類の回収量等の年度報告（半年分）

フロン回収破壊法において、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等については、毎年度、各登録第二種フロン類回収業者より各自治体に対して報告が行われ、これが国に通知されて公表される制度となっているところ、今般これを集計した。

平成14年度については、平成14年10月から平成15年3月までの半年分の集計結果となるが、第二種フロン類回収業者の回収実績が約389トン（約96万台分）であり、内訳としては自動車製造業者等に引渡された量約164トン、再利用された量約113トン、平成14年度末の保管量約114トンとなっている。

第二種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果
（平成14年10月～平成15年3月までの半年分）

	CFC	HFC	合計
回収した第二種特定製品の台数	711,416台	244,543台	955,959台
回収した量	282,614kg	106,606kg	389,220kg
破壊処理のために自動車製造業者等に引き渡された量	117,346kg	46,464kg	163,810kg
再利用された量	90,604kg	22,685kg	113,290kg
14年度末の保管量	76,109kg	37,934kg	114,043kg

4. 評価

平成15年4月以降の半年間の(財)自動車リサイクル促進センターの各月の引取・破壊実績が平均9万5千台程度で推移していることから、これを年換算すれば年間の(財)自動車リサイクル促進センターにおける破壊台数は約110万台程度の水準になっているものと見込まれる。

また、フロン類回収業者の年度報告(平成14年度下期半年分)における引渡量和再利用量との比率が約10:7であることから、前述の月間平均引取台数9万5千台から再利用台数を推計すれば、月あたり約6万5千台、年間で約80万台程度と考えられ(あくまで一時期の実績に基づく推計であるため、参考情報であることに留意)、引取・破壊台数と併せると年間約190万台程度(さらに相当程度の保管分(平成14年度末の保管量約114トン)を台数換算すれば約28万台程度)がフロン回収破壊法のシステムで回収されているものと計算される。

年間のフロン回収破壊法の対象となる使用済自動車の台数(注)が350~400万台程度と推測されることからすれば、現状の実績はこれを相当程度下回る水準と言わざるを得ないものと認識されるが、昨年度フロン回収破壊法施行前に自主取組みでフロン類の破壊がなされていた際の回収破壊実績が年間約153トンであることからすれば、(財)自動車リサイクル促進センターの1年間(平成14年10月~平成15年9月)の引取破壊量の約355トンという水準は、この実績を大きく超える水準となっている。

(注)使用済自動車の台数(中古車輸出台数を除く)から、エアコン非装着車及び事故車等でフロンを含有しない台数を除いた台数

5. 今後の対応

政府としては、関係諸団体への実施状況の点検・会員への法遵守周知の要請や説明会・広報による周知徹底等を行うとともに、登録事業者を監督する都道府県・政令市に対して現状を通知し、各自治体における状況把握及び対策の検討を依頼するなどの取組みを行ってきたところ。

今後とも今般の第二種フロン類回収業者からの報告を踏まえた各自治体による立入検査等の取組をさらに要請するとともに、フロン回収破壊法の仕組みとその遵守についての周知徹底活動を継続し、フロン回収破壊法を着実に施行してまいりたい。

参 考

- 1 . なお、(財)自動車リサイクル促進センターへのフロン券の入金枚数の累計と引取・破壊台数の累計には9月末時点で40万台超の差があるものの、
 - ・このフロン券は金券的な性質を有するものであり使用済自動車の排出前にも購入することが可能であること(現に相当数の引取業者が事務の便宜のため、一定量の券を事前購入している)
 - ・また、上記のように使用済自動車の引取りから実際の破壊までには物流の観点から一定の期間を要するものであることから同センターにおいて一定程度フロン類の回収・破壊費用をプールすることになるのは必然的な仕組みとなっている(センターにおいては特別会計を設けて、他の事業とは区分した厳格な経理を行っている)。
このため、フロン券の入金枚数と破壊台数を単純比較することはできないことに留意が必要。
- 2 . フロン類がフロン類回収業者により再利用される場合には、フロン券によってセンターが収受した金銭は結果的に回収・破壊費用として使用されないこととならざるをえないが、この資金の扱いについては、産業構造審議会等における審議結果を踏まえ、センターにおいて他の事業とは明確に区分しフロン類に関する広報活動などフロン類の大气への排出抑制に資する事業に活用することとなっている。

(注)引取業者を兼業するフロン類回収業者がフロン類の再利用を行う場合には、自動車所有者が排出する段階で再利用されることが明白であるためフロン券を必要としない制度となっているが、再利用するフロン類回収業者が引取業者と別の者であれば、自動車所有者が廃棄する段階では再利用にまわるかどうか不明であるため、フロン券の購入が必要となる。

平成 15 年 12 月 3 日
経 済 産 業 省

平成 14 年度のフロン回収破壊法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収量等の報告の集計結果について

(環境省同時配布)

今般、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という。)に基づき、第二種フロン類回収業者から都道府県知事及び政令市の市長に対し平成 14 年度分(ただし、平成 14 年 10 月の法施行後の半年分)のカーエアコン(同法の第二種特定製品)からのフロン類の回収量等が報告され、都道府県知事等より国に対し集計値が通知された。

平成 14 年度の第二種特定製品から回収されたフロン類の量は約 389 トンであった。

経済産業省及び環境省としては、今後ともフロン類の回収、破壊が徹底されるよう、都道府県・政令市による取組を要請するとともに、フロン回収破壊法の仕組みとその遵守についての周知徹底活動を継続し、フロン回収破壊法を着実に施行してまいりたい。

1 . 背景

フロン回収破壊法が業務用冷凍空調機器について平成 14 年 4 月から、カーエアコンについて平成 14 年 10 月から施行され、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。フロン回収破壊法においては、第二種フロン類回収業者は毎年度、年度終了後 3 月以内に、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事等(政令市の市長を含む。以下同じ。)に報告しなければならないとされており(法第 33 条の規定により準用される同法第 22 条第 2 項)、また、都道府県知事等はその報告に係る事項を主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)に通知しなければならないこととされている(法第 34 条)。さらに、主務大臣は、この通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとする(法第 73 条)。

今般、上記規定に基づき、第二種フロン類回収業者からの報告について都道府県知事等から平成 14 年度分の通知が初めて行われたので、その集計結果を発表するものである。

2 . 回収量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づく第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成 14 年度分(ただし、平成 14 年 10 月の法施行後の半年分。以下「平成 14 年度(半

年分)」という。)の集計結果は以下のとおりである。

(1) フロン回収破壊法に基づきフロン類回収業者から報告のあった平成14年度(半年分)におけるカーエアコンからの回収台数は約96万台、フロン類の回収量は約389トンであり、フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約283トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約107トンであった。

(2) また、回収量のうち、破壊処理のために自動車製造業者等(注)に引き渡された量が約164トン(約42%)、再利用された量が約113トン(約29%)、平成14年度末に第二種フロン類回収業者が保管していた量が約114トン(約29%)であった。

(注) 具体的には、自動車製造業者等から委託を受けた(財)自動車リサイクル促進センター

第二種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果(平成14年度半年分)

(単位 kg)

	CFC	HFC	合計
回収した第二種特定製品の台数	711,416台	244,543台	955,959台
回収した量	282,614	106,606	389,220
自動車製造業者等に引き渡された量	117,346	46,464	163,810
再利用された量	90,604	22,685	113,290
14年度末の保管量	76,109	37,934	114,043

(注: 小数点未満を四捨五入していることなどのため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。)

3. 今後の取組

政府としては、関係諸団体への実施状況の点検・会員への法遵守周知の要請や説明会・広報による周知徹底等を行うとともに、登録事業者を監督する都道府県・政令市に対して現状を通知し、各自治体における状況把握及び対策の検討を依頼するなどの取り組みを行ってきたところ。

今後とも今般の第二種フロン類回収業者からの報告を踏まえた各自治体による立入検査等の取組を要請するとともに、フロン回収破壊法の仕組みとその遵守についての周知徹底活動を継続し、フロン回収破壊法を着実に施行してまいりたい。

(参考1) カーエアコンから廃棄時に回収されたフロン類に関し、フロン回収破壊法施行前の自主的取組による平成13年度1年間のフロン類の破壊量はCFC約129トン、HFCが約24トン、合計約153トンであった。今回の破壊処理のために自動車製造業者等(注)に引き渡された量である約164トンは、半年間の実績であることを考慮すると、平成13年度一年間の実績に比べ大幅に増加している。

(注) 具体的には、自動車製造業者等から委託を受けた(財)自動車リサイクル促進センター

(参考2) フロン回収破壊法関係条文

第二十二條第二項 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五條第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十三條 (中略) 第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者(中略)について準用する。(以下略)

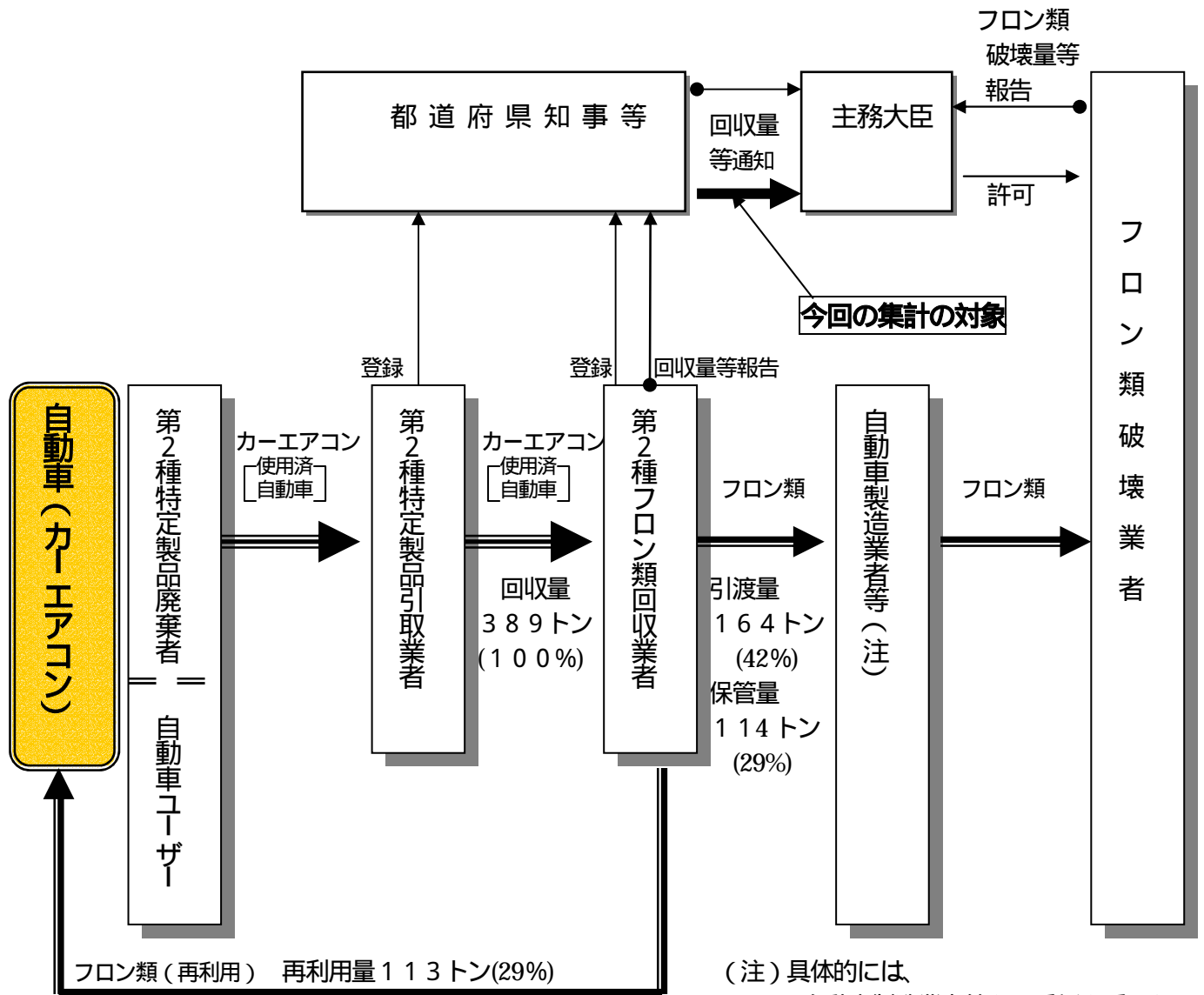
第三十四條 都道府県知事は、前条において準用する第二十二條第二項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第七十三條 主務大臣は、第二十二條第三項若しくは第三十四條の規定による通知又は第五十三條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

参考3 フロン回収破壊法（カーエアコン関係）のシステム

対象：冷媒用CFC、HFC

[平成 14 年 10 月 1 日 本格施行]



(参考5) 初期充填量に対する推計回収率・破壊率について

平成14年度下半期におけるカーエアコンからのフロン類の回収量・破壊量について、地球環境への負荷という観点から初期充填量と比較した場合の推計回収率・破壊率は以下のとおりである。

平成14年度(半年分)フロン類の初期充填量に対する推計回収率・破壊率

	初期充填量	回収量	推計 回収率	破壊量	推計 破壊率	(参考)法施行前の推計破壊率	
						平成13年度	平成12年度
CFC	1,001 トン	283 トン	28%	117 トン	12%	6%	7%
HFC	357 トン	107 トン	30%	46 トン	13%	-	-
合計	1,358 トン	389 トン	29%	164 トン	12%	-	-

(注1) 初期充填量は一台当たり充填量を700gと仮定して計算した推計値。

(注2) 回収量・破壊量は平成14年10月以降の半年分の報告量であるため、推計回収率・破壊率の計算に当たっては、半年分の推定廃車台数CFC143万台、HFC51万台を用いて以下のように計算した。

$$\text{初期充填量} = \text{推定廃車台数} \times 700\text{g}$$

$$\text{推計回収率(破壊率)} = \text{回収量(破壊量)} / \text{初期充填量}$$